

令和3年度「相談業務研修」に係る研修生及び聴講生募集要項

1 趣旨・目的

内閣府において、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）第18条に基づき、困難を有する子供・若者の相談業務に当たる職員を対象に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の特性やその家族についての理解、支援方策について実践的に学ぶことを目的として研修を実施することとし、本要項のとおり研修生を募集する。

なお、本研修は令和2年度の「構成機関における相談業務に関する研修」から名称を変更している。

2 応募資格

次の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）のア～エ全てに該当する者とする。

（1）公的機関職員

都道府県、政令指定都市又は市区町村の公的機関（子ども・若者総合相談センター、青少年センター、少年補導センター、少年サポートセンター、児童相談所、家庭児童相談室、教育相談支援センター、男女共同参画センター等）において子供・若者に関する相談業務に当たる職員（地方独立行政法人の職員等、地方公務員に準ずる者を含む。）。

なお、常勤・非常勤の任用形態は問わないが、応募時におおむね2年以上5年未満の子供・若者に関する相談業務（又は相談業務に準ずる支援）の経験を有しており、かつ、応募時に週3日以上の相談業務に関する勤務をしている者（業務従事先が複数ある場合、合算して3日以上であれば可）とする。

また、公的機関から子供・若者の相談・支援事業等を受託している民間団体に所属している職員は、（2）に該当するものとする。

（2）民間団体職員

主に若年無業、ひきこもり、不登校、発達障害等の困難を有する子供・若者を支援する民間団体（公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人等）において相談業務に当たる者。

なお、常勤・非常勤の雇用形態は問わないが、応募時におおむね2年以上5年未満の子供・若者に関する相談業務（又は相談業務に準ずる支援）の経験を有しており、かつ、応募時に週3日以上の相談業務に関する勤務をしている者（業務従事先が複数ある場合、合算して3日以上であれば可）とする（ボランティアは含まない）。

（3）その他の要件

ア 5日間の本研修の全日程に参加できる者。

（ただし以下3（4）ウに掲げる聴講生はこれに該当しない。）

イ 自己の年齢や実績、所属機関・団体での役職にかかわらず、「研修生」として学ぶ意欲を有する者。

ウ 各種提出物について内閣府が指定した期日を守れる者であること。

エ リモートでのオンライン研修時、各自で受講環境の整備（受講場所の確保、インターネット環境の準備、マイク及びウェブカメラの準備等）が可能であること。

3 募集内容及び応募方法

(1) 募集人数

研修生：100名程度（ただし、聴講生はこの数に含まない。）

(2) 研修日程

令和3年12月9日（木）、10日（金）及び同月15日（水）から17日（金）の5日間

（詳細は別添日程表のとおり。）

(3) 研修会場及び形態

研修会場：研修参加者各々が所在する場所

研修形態：オンライン研修

(4) 応募方法

ア 公的機関職員

① 都道府県・市区町村（政令指定都市を除く）の設置する機関に所属する職員（地方独立行政法人の職員等、地方公務員に準ずる者を含む。）については、都道府県が取りまとめ、内閣府宛てに研修生を推薦する（別紙様式1）。

② 政令指定都市の設置する機関に所属する職員（地方独立行政法人の職員等、地方公務員に準ずる者を含む。）については、政令指定都市が取りまとめ、内閣府宛てに研修生を推薦する（別紙様式1）。

イ 民間団体職員

内閣府ホームページ掲載の推薦書類（別紙様式2）に必要事項を記載し、所属団体の長の了解を得た上で、内閣府宛てにメールにて送付する。

なお、公的機関から子供・若者の相談・支援事業等を受託している民間団体に所属している職員については、委託元の公的機関の了解も得た上で応募すること。

ウ 聴講生（公的機関職員及び民間団体職員等）

研修の全日程には参加できないが、2（3）イ～エの応募資格を満たし、研修の聴講を希望する者は、別紙様式3（公的機関職員）又は別紙様式4（民間団体職員等）に必要事項を記載の上、上記ア・イの方法に準じて提出すること。

聴講が可能な講義は以下の5つの講義であり、聴講生も講師に対して質問することが可能である（講義名は今後変更の可能性はある。）。講義は日程順に記載し

ている。

講義①「子供コロナアンケート結果分析から分かる子供・若者への影響」

講師 国立研究開発法人 国立成育医療研究センターこころの診療部

田中 恭子氏

講義②「心療内科医が教える 家庭でできるセルフメンタルケア」

講師 日本摂食障害治療研究所 所長

山岡 昌之氏

講義③「ヤングケアラー（介護を担う子ども）・若者ケアラーの実態と必要な支援」

講師 日本女子大学 名誉教授

一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事

堀越 栄子氏

講義④「オンラインからオフラインへ 信頼できる人・コミュニティにアクセスできるツールづくりについて」

講師 特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長

大空 幸星氏

講義⑤「子供・若者の自殺の現状と対策」

講師 特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク 代表

清水 康之氏

(5) 推薦に当たっての留意事項

ア 公的機関職員の内閣府への推薦者数（聴講生を除く）の上限は、各都道府県（政令指定都市を除く（市区町村を含む））からは原則3名、各政令指定都市からは原則2名とする。

イ 同一の機関又は団体からの推薦（聴講生を除く）は原則2名までとする。

ウ 聴講生の推薦については人数の制限はないが、1台の端末（パソコン等）を使用して複数人で聴講する場合も、全員分の登録をすること。

エ 書類に不備がある場合は、受理しないことがある。

(6) 提出方法

ア 公的機関職員

別紙様式1・3に必要事項を記載の上、令和3年10月20日（水）（必着）までに、メールにて担当宛てに提出する（Excel データで提出すること。※PDF 不可）。

イ 民間団体職員等

別紙様式2・4に必要事項を記載の上、令和3年10月20日（水）（必着）までに、メールにて担当宛てに提出すること。（Excel データで提出すること。※PDF 不可）。

(7) 提出先及び本事業に関する問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付青少年支援担当

滝澤・^{うしかわ}鵜川・佐野

電話 03-5253-2111（内線 38302） メール seisyo-shien@cao.go.jp

4 研修生・聴講生の決定

内閣府は、応募があった者のうちから研修人員の上限等を考慮して研修生・聴講生を決定し、その結果を推薦者に通知する。

なお、より多くの職員に研修を受講していただくため、平成27年度から令和2年度までの間に内閣府が主催した、困難を有する子供・若者支援に関する研修のうち次に掲げるものの参加者については、応募者が研修人員の上限を上回った場合、聴講生としての参加をお願いする場合がある。

- ・ 困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる公的機関職員研修
- ・ 困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる民間団体職員研修
- ・ 専門分野横断的研修
- ・ 構成機関における相談業務に関する研修
- ・ アウトリーチ上級者向け研修

5 経費

本研修の受講は無料とするが、オンライン研修時の受講環境（受講場所の確保、インターネット環境の準備、ウェブカメラ等）の整備に係る経費やオンライン研修受講場所への移動に係る交通費については研修生・聴講生（又はその所属先）の負担とする。

6 その他

- (1) 本研修に関する個人情報は、本研修の運営業務を受託した受託業者における運営業務遂行のため、内閣府から同業者に対し、必要な限度で提供される。
- (2) 提出書類に虚偽があった場合には、研修生・聴講生の正式決定後であっても受講を取り消す場合がある。
- (3) 研修生・聴講生の氏名、所属機関・団体名等は、研修資料として一覧が研修生・聴講生及び講師に配布される。
- (4) 研修生及び聴講生のメールアドレスは内閣府（政策調整担当）青少年担当メールマガジン「内閣府子供・若者通信～よりそい～」の配信先に登録される。
(内閣府子供・若者通信～よりそい～

URL : <https://www8.cao.go.jp/youth/e-mailmagazine/index.html>)

- (5) 聴講生についても講義中の入退室は不可とする。
- (6) 研修の一部については、録画・編集のうえ、相談業務従事者に後日オンデマンド配信にて公開することを想定している。それぞれの講義等の冒頭で、録画・編集の取り扱いについて案内を行うので、あらかじめ承知のうえ研修に参加すること。